○沖縄総合事務局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十七日　沖縄総合事務局長　能登　靖

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第千七十三号那覇広域都市計画及び中部広域都市計画下水道事業中部第二流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十八年五月十七日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

国会事項

国立国会図書館

○国立国会図書館規則第二号

国立国会図書館資料利用規則及び国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月二十七日　国立国会図書館長　羽入佐和子

国立国会図書館資料利用規則及び国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部を改正する規則

（国立国会図書館資料利用規則の一部改正）

第一条　国立国会図書館資料利用規則（平成十六年国立国会図書館規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「午前十時」を「午前九時三十分」に改める。

第二十条第一項中「又は関西館」を「若しくは関西館」に、「に」を「又は東京本館内若しくは関西館内に持ち込んだインターネットに接続された入出力装置から」に改め、「入力して」の下に「ファイルに記録する方法により、」を加える。

第二十三条に次の一項を加える。

3　資料を帯出することができる時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一　東京本館　次に掲げる資料の区分に応じ、それぞれ次に定める時間

イ　資料（ロに掲げるものを除く。）　開館時間と同一の時間

ロ　古典籍資料室又は憲政資料室のカウンターから帯出する資料　午前九時三十分から午後五時まで

二　関西館　午前十時から午後六時まで

第二十七条第六項第二号中「午前十時」を「午前九時三十分」に改め、同条に次の一項を加える。

9　前項の規定により他の施設の資料を帯出することができる時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一　東京本館　開館時間と同一の時間

二　関西館　午前十時から午後六時まで

様式第六を次のように改める。

様式第六

年　月　日

国立国会図書館長　殿

氏名又は機関名・責任者名　印

住所又は所在地

電話

国立国会図書館所蔵図書館資料に関する証明申請書

＿＿＿＿＿＿＿＿に必要のため、下記のとおり相違ないことを証明願います。

図書館資料名及び請求記号	
出版年・巻号等	
受入年月日	
掲載記事(*)	
ページ(*)	

（掲載記事の証明の場合は、*印の項目も御記入ください。）

証明書の申請部数	

国立国会図書館使用欄

証明	年　月　日	部局課名	担当者の氏名
			印

（国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部改正）

第二条　国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則（平成十二年国立国会図書館規則第四号）の一部を次のように改正する。